

川崎市子ども・子育て支援事業計画「子どもの未来応援プラン」第4章点検シート①

1 プランの概要

基本目標	基本目標 1 子どもの権利を尊重する社会づくり	
目標の概要	「川崎市子どもの権利に関する条例」について、子どもだけでなく大人も学び、理解が深められるよう、さらなる普及・啓発を図るとともに、子どもの意見が尊重され、子どもが主体的に参加できるまちづくりを推進します。 また、児童虐待やいじめなど子どもの権利侵害に対する相談・支援体制や児童虐待防止対策を充実するとともに、子どもが互いに尊重し合える環境づくりを推進します。	
計画期間における主な取組の方向性	●子どもの権利の広報・啓発事業を推進するとともに、子どもの権利に関わる学習の機会を提供し、子どもの権利の保障に努める民間団体との連携を推進し、市民の広い関心を得て子どもの権利への理解を深めるための施策・事業を充実させます。 ●国籍や性別、障害、その他家庭の環境等を理由として差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ相談できる環境づくりを推進するとともに、家庭や地域、学校等における子どもの権利保障に必要な支援を行います。 ●「川崎市子ども会議」、「行政区子ども会議」、「中学校区子ども会議」の充実と相互の連携を推進し、子ども会議の活性化を図るとともに、「子ども夢パーク」等の活動を通じて、広く子どもの参加を呼びかけ、子どもの主体的な社会活動への参加を促進します。	
施策の方向と推進項目	1 子どもの権利の尊重 (1) 子どもの権利の普及・啓発 (2) 子どもの権利保障に関する相談支援体制の充実 (3) 子どもの主体的な参加の促進 (4) 多文化共生の取組	
関連する総合計画の政策体系	基本政策(1層)	誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり
	政策(2層)	人権を尊重し共に生きる社会をつくる
	施策(3層)	平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進
	直接目標	平等と多様性を尊重する意識を高める
行財政改革に関する計画上で関連する主な課題名	改革項目	課題名

2 主な取組の実施結果

今年度の主な取組内容				主な取組内容の実績や効果							
□3年ごとに実施している「子どもの権利に関する実態・意識調査」を実施します。様々な世代向けに、子どもの権利への関心と理解が深まるよう、広報資料を活用した意識普及の促進や、「かわさき子どもの権利の日のつどい」を実施します。第5次子どもの権利に関する行動計画に基づき、取組を推進します。				■「子どもの権利に関する実態・意識調査」を実施し、子どもの権利の保障状況を検証しました。パンフレットや映像資料を活用し、子どもの権利への理解を広めるため、様々な世代に向けた広報・啓発を実施しました。また、関係団体等との連携のもと「かわさき子どもの権利の日のつどい」を開催(平成29年12月16日)するとともに、各種研修会等への講師派遣事業を実施しました。(参加者数:917人)							
□「川崎市子どもの権利に関する週間」を中心に、各学校で子どもの権利学習に取り組むための学習資料を作成し、対象学年に配布します。また、子どもが暴力や権利侵害から身を守る方法を身につける参加型学習を行う小・中学校に、年間を通じて講師派遣を行います。				■「子どもの権利学習」に関する学習資料を児童生徒の発達段階に応じた内容で作成し、配布しました。また、子ども達が暴力や権利侵害から身を守る具体的な対処方法を学ぶ参加型学習を小学校30校、中学校6校、特別支援学校1校の合計37校で実施しました。							
□子どもが安心して気軽に相談できるよう、人権オンズパーソン制度の広報・啓発を行います。				■子どもが安心して気軽に相談できるよう、学校を通して子ども向けの「相談カード」や保護者用チラシを配布するなど、人権オンズパーソン制度の広報・啓発を行いました。							
□「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの参加や意見表明を促進します。				■市・行政区・中学校区の各子ども会議の活動を通して、子どもの意見表明の機会確保と自治的な活動を推進するため、「川崎市子ども会議」(26回開催)と「行政区・各中学校区子ども会議」(90回以上開催)を開催するとともに、「地域教育会議」との連携を図りました。							
□青少年自身が企画から運営まで主体的に関わっていく「青少年フェスティバル」を実施し、青少年の社会活動への参加を促進します。				■企画・運営を行う青少年層の実行委員20人によって、年間を通して企画・準備を行い、平成30年3月4日に川崎市とどろきアリーナにおいて青少年フェスティバルを実施し、約8,700人が来場しました。また当日の運営にあたるため、137人がボランティアスタッフとして参加しました。							
指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）				目標・実績		H28年度	H29年度	H30年度	単位
1	成果指標	「川崎市子どもの権利に関する条例」の認知度				目標			47以上 (子ども) 33以上 (大人)	47以上 (子ども) 33以上 (大人)	%
		「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出 子ども2,100人、大人900人)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容がわからない」を合わせた回答者数/全回答者数×100(%) (調査は3年に一度実施) (平成27年度 子ども 45.0% 大人 31.9%)				実績					
2	活動指標	子どもの権利に関する広報資料配布数				目標	140,000以上	150,000以上	165,500以上	部	
		さまざまな世代に向けた広報資料による子どもの権利に関する意識の普及促進のための広報資料配布数(平成27年度 129,711部)				実績	164,893	171,908			
3	活動指標	「こどもページ」の閲覧回数				目標	12,000以上	13,000以上		回	
		子ども向け公式ホームページ「こどもページ」の閲覧回数(平成27年度 8,284回)				実績	7,391	5,326			
4	活動指標	「子ども夢パーク」の利用人数				目標	92,000以上	92,000以上	92,000以上	人	
		子ども夢パークにおける子どもを対象とした文化・芸術・スポーツ等の各種講座等の利用人数(平成27年度 91,895人)				実績	88,544	87,290			
上記の取組内容等の実績や成果を踏まえた達成度				3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. 概ね目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った						

3 評価

施策を取り巻く社会環境の変化
(国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)

本市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定しており、これまでも子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進するための行動計画を策定し、子どもの権利に関する施策に取り組んできました。
一方で、いじめや不登校、児童虐待など子どもが置かれている状況には依然として憂慮すべき課題があります。
地域において、子どもの権利が保障されることで、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きることができる社会を目指し、普及啓発や子どもを権利侵害から守る取組を推進する必要があります。

内部評価の結果

評価項目	評価の内容	評価	
施策の必要性	【市民・利用者のニーズ】 施策を取り巻く環境の変化等により、市民・利用者のニーズが薄れていないか	a. 薄れていない b. 薄れている	a
施策の有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)や成果(成果指標等)から、施策推進が順調に図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
施策推進にあたる効率性	【民間の活用】 民間への事業委託など、実施手法について民間活用によりコストの削減が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
	【事業手法等の見直し】 事業の成果等を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性があるか	a. 可能性はない b. 可能性はある	b
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図る余地があるか	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
市民目線の施策推進	【市民との協働】 施策や事業の推進にあたり、市民との協働により取組が進められているか	a. 進めている b. 徐々に進めている c. 進められていない (可能性がない)	b
	【利用者の視点に立った施策の推進】 施策の推進にあたり、市民・利用者の視点に立った取組が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
総合的な評価	第5次子どもの権利に関する行動計画に基づき、子どもの権利の保障状況を検証するため、「子どもの権利に関する実態・意識調査」を実施しました。 様々な世代で子どもの権利への関心と理解が深まるよう、パンフレットや映像資料を活用した広報・啓発や、「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催、各種研修会等への講師派遣などに取り組みしました。 子どもが権利への理解を深めるよう、子どもの権利学習や、子どもが暴力や権利侵害から身を守る具体的な対処方法を学ぶ参加型学習を実施しました。また、安心して気軽に相談できるよう、「相談カード」の配布や保護者向けのチラシを配布するなど、相談窓口の周知を行いました。 地域における子どもの意見表明の機会確保と参加を促進するため、子ども会議を開催しました。また、企画・運営に青少年自身が携わるイベントを実施し、主体的な参加を促進しました。		

子ども・子育て会議からの意見・評価

4 改善

今後の施策推進の方向性	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 推進項目の規模拡大 IV. 推進項目の規模縮小 V. 推進項目の廃止 VI. 施策を見直し		

1 プランの概要

基本目標	基本目標Ⅱ 子育てを社会全体で支える環境づくり		
目標の概要	男女が、職場・家庭・地域などあらゆる場面で互いの生き方を尊重し、よきパートナーとしてともに家事・育児を担うことができる環境づくりに向けた啓発・広報を促進し、次代の親となる若い世代が子育てについて学べる機会や場の充実を図ります。 また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現をめざし、企業や市民に働きかけることなどによって、仕事と家庭の両立を支援します。 さらに、子育て家庭の経済的負担を軽減するための支援や、地域における「互助」の力を再生し、地域の子育て力を向上します。		
計画期間における主な取組の方向性	●「男女平等かわさき条例」における「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けて、男女が、職場・家庭・地域などあらゆる場面で、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、互いの生き方を尊重し、責任を分かち合いながら、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を目指し、その認識が深められるよう広報・啓発活動を推進します。 ●将来親になる若い世代が子育てに関心を持つよう、小・中学生や高校生などを対象に、育児体験学習の機会を設け、実際に子どもが親になった際の「自助」の力を向上させる取組を推進します。 ●妊娠・出産・子育てを経て就業が継続でき、女性が活躍するためには仕事と家庭を両立しやすい環境づくりが求められています。そのためにも、意欲や能力に応じた労働参加と、出産・育児を含めた健康で豊かな生活の双方の実現を促す仕組みづくりや、男女の働き方の改革に向けた取組など、男女がともに仕事と生活のバランスが取れた生活が送れるよう、行政・企業・事業者、関係団体、市民と協働し、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。 ●安心して子どもを生み育てるためには家計の安定が必要であり、引き続き、経済的負担の軽減につながる取組を推進します。特に、医療費の助成は子どもの健やかな成長を支えるために大きな役割を果たす重要な施策であり、小児医療については、子育て家庭のニーズを踏まえるとともに、医療が必要となる年代を十分に考慮して、制度の拡充を図ります。助成の拡充に関わる制度設計にあたっては、持続可能なサービス提供となるよう考慮します。 ●こども文化センターや地域子育て支援センター等、子育て支援の場の充実を図るとともに、「子育てサロン」など地域主体の取組について現状把握や分析を行い、地域の社会資源としての「場」の拡充と有効活用を図ります。 ●地域の「互助」の中核となる地域人材の把握と育成に努めます。 ●地域の「互助」の公的な仕組みとしての「ふれあい子育てサポート事業」について、充実を図ります。 ●市民にとって身近な区役所が「子育ての総合的な支援拠点」として、区ごとの子育てに関わる現状やニーズの把握・分析を行い、地域の社会資源(場・人材)と連携しながら地域をコーディネートし、多様な主体との協働による取組を推進します。 ●子ども及びその保護者が、地域の教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て家庭のニーズに応じた適切な情報提供・相談支援を行います。 ●子育てに係る情報を提供しながら、子育て家庭が地域とつながる契機ともなる「乳児家庭全戸訪問事業」の充実を図ります。		
施策の方向と推進項目	1 子育て家庭への支援の充実 (1) 男女がともに担う子育ての意識啓発 (2) ワーク・ライフ・バランスの推進 (3) 子育て家庭への経済的支援		2 地域全体で担う子育ての推進 (1) 地域の社会資源の充実に向けた取組の推進 (2) 地域が主体となった子育て支援活動の充実に向けた取組の推進 (3) 子育て家庭のニーズに合った情報提供・相談支援
関連する総合計画の政策体系	基本政策(1層)	子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	
	政策(2層)	安心して子育てできる環境をつくる	
	施策(3層)	子育てを社会全体で支える取組の推進	
	直接目標	地域で子育てを支えるしくみをつくる	
行財政改革に関する計画上で関連する主な課題名		改革項目	課題名
		取組2-(13) 市民サービス等の再構築	23 地域子育て支援センター事業のあり方の検討 26 小児医療費助成事業等の安定的な運営に向けた検討

2 主な取組の実施結果

今年度の主な取組内容	主な取組内容の実績や効果
☐ 出産・育児への支援のため両親学級やプレバパ・プレママ教室を開催します。	■妊娠期からの仲間づくりや父親の育児参加の促進に向け、各区役所における両親学級（参加者数：4,726人（妊婦2,674人、父親2,039人、その他13人））を開催しました。（父親の参加率76.3%（前年度70.9%）。また、就労中の妊婦のニーズに応えるため、土曜開催のプレバパ・プレママ教室（参加者数：518人〔妊婦260人、父親258人〕）や、日曜開催の両親学級（参加者数：269人〔妊婦137人、父親131人、その他1人〕）を開催しました。（延8,992人）
☐ 子育て家庭に対するセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。	■子育て家庭を対象に、「現在働いている方、育休中・産休中の方向け」セミナーを2回、「これから働き始める方、再就職希望の方向け」セミナーを1回開催しました。平日以外の開催日を設定し、延べ49人が参加しました。（前年度33人）
☐ 子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けて、小児医療費助成制度の通院医療費助成の対象を小学校6年生に拡大します。	■小児医療費助成制度の通院医療費助成について、平成29年4月に小学校3年生から小学校6年生まで拡大し、新たに対象となる方約25,000人に対して、医療証を交付しました。（助成対象者数（平成30年3月末日時点：小学校6年生まで132,506人））
☐ 対象者への児童扶養手当の支給を行います。 また、児童扶養手当受給者を対象として交付している市バス特別乗車証交付事業については、必要性・公平性の観点から見直しを検討します。	■対象者6,434名に児童扶養手当を支給しました。 また、ひとり親家庭の現状と課題に対応し、親と子の将来の自立に向けた支援の充実を図るため、児童扶養手当受給者を対象とした市バス特別乗車証交付事業のあり方を含め施策全体の再構築の検討を開始しました。
☐ 地域の中で、親子が交流しながら遊べる場づくりや子育てに悩む家庭への相談・支援に向けて、「地域子育て支援センター事業」を推進します。	■市内53か所の「地域子育て支援センター」において、離乳食やトイレトレーニングなどの育児講座や「絵本の読み聞かせ」など親子で楽しめるイベントを開催するとともに、子育てに役立つ地域情報などの提供を実施しました。
☐ 育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人とをマッチングするなど市民が相互に行う援助活動を支援する「ふれあい子育てサポート事業」を実施します。	■市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、利用会員と子育てヘルパー会員の登録や利用にあたる援助内容等の調整を実施しました。また、子育て家庭のニーズへの対応としてヘルパー会員数を増やすため、ヘルパー研修を年4回実施しました。

□地域で子ども・子育て支援に興味のある市民を対象にさまざまな講座や研修を行い、地域の子育てを担う人材育成を支援しました。 □「子育て支援員」を養成し、地域の人材の育成支援を行います。			■区において地域の子育てを担う人材育成を支援するさまざまな講座や研修を行いました。 ■県、横浜市、相模原市、横須賀市と共同で子育て支援員研修を実施し、1,085人（うち川崎市民158人）が修了しました。					
□こども文化センターや保育所、地域子育て支援センターなど市民に身近な場所で、子ども・子育て支援に関するさまざまなイベント等を行い、子育てや地域の仲間づくりなどの相談支援を行います。			■こども文化センターや保育所、地域子育て支援センターなど市民に身近な場所で、子ども・子育て支援に関するさまざまな講座やイベントを連続して実施し、子育ての相談支援を行ったり地域の仲間づくりを支援しました。					
□子育て家庭が地域で孤立せず安心して育児ができるよう、保健師等による「新生児訪問」や地域とのつながりをつくり身近な子育て支援に関する情報提供などを行う「こんにちは赤ちゃん訪問」事業を実施します。			■訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、親子の健康状態の把握や育児相談を行う「新生児訪問」を実施するとともに、地域とのつながりをつくるため、地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て情報等をお届けする「こんにちは赤ちゃん訪問」事業を実施しました。（訪問数：13,256件）					
□川崎市子ども・若者ビジョンの具現化に向け、地域における子どもの居場所づくりを促進し、地域社会全体で子どもを見守り、安全かつ安心な環境の中で子どもの健全な育成が図られるよう、地域と連携して、日常的かつ継続的に子どもの健全育成に資する活動を行う団体を支援します。			■子ども・若者ビジョンの具現化に向け、地域と連携して子どもの健全育成に資する活動を行う団体の育成等を図るため、子ども食堂や学習支援事業等の様々な分野で活動する17団体に対する支援を行いました。					
□多様化する子育て家庭のニーズに的確に対応するため、保育園等の情報を収集・蓄積し、利用者ニーズに応じた施設・事業等の情報提供を行うなど、利用申請前から入所保留となった後まで、利用者の視点に立った切れ目のない相談・コーディネート機能を充実していきます。また、情報提供にあたっては、区役所窓口においてタブレット端末を活用した効果的な対応を図るとともに、保護者等が自ら希望する施設・事業等を選択できるよう、ホームページの活用や「子育てガイドブック」等を作成するなど、きめ細やかな支援を実施していきます。			■市及び各区において「子育てガイドブック」や「子どもの預け先をどうやって探したらよいの？」等を作成するとともに市ホームページの認可外保育施設の空き情報を定期的に更新するなど情報発信をしました。また、利用案内説明会や相談会を開催しました。（開催回数：277回、参加人数：2,301組 7区合計）さらに、平日夜間及び土曜日に区役所窓口を開設し、平日の日中に来庁できない方へ利用相談を実施しました。（12日間、相談件数：延べ100件）					
指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）		目標・実績	H28年度	H29年度	H30年度	単位
1	成果指標	ふれあい子育てサポートセンターの利用者数		目標	15,900	16,300以上	16,300以上	人
		説明	各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値（平成27年度 15,779 人）	実績	15,596	14,054		
2	成果指標	地域子育て支援センター利用者の満足度※10点満点		目標		8.9以上	8.9以上	点
		説明	「地域子育て支援センター利用者アンケート」（無作為抽出 利用者）における各質問項目（10段階）の平均値＜2年に1回調査予定＞（平成27年度 8.9 点）	実績		9.0		
3	活動指標	地域子育て支援センターを利用した子どもの人数		目標	279,000以上	279,000以上	278,283以上	人
		説明	地域子育て支援センターを利用した子どもの延べ人数（平成27年度 274,911 人）	実績	276,623	261,249		
4	活動指標	ふれあい子育てサポート事業における子育てヘルパー会員平均登録者数		目標	790以上	810以上	802以上	人
		説明	子育てヘルパー会員の年間平均登録人数（平成27年度 776 人）	実績	775	764		
5	活動指標	小児医療費助成事業における通院医療費助成対象年齢		目標	小学校2年生⇒3年生	小学校3年生⇒4年生	—	学年
		説明	通院医療費助成対象年齢の引上げの実施（平成27年度 小学1年生⇒2年生）	実績	小学校2年生⇒3年生	小学校3年生⇒4年生		
6	活動指標	両親学級の参加者数		目標	6,300以上	6,300以上	5,850以上	人
		説明	各区における両親学級等の参加者の実人数（平成27年度 6,133 人）	実績	5,667	5,513		
7	活動指標	「こんにちは赤ちゃん訪問」等の実施率		目標	100	100	92.2以上	%
		説明	「新生児訪問」及び「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施率（平成27年度 92.2 %）	実績	91.5	93.8		
上記の取組内容等の実績や成果を踏まえた達成度			3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. 概ね目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った				

3 評価

平成27年3月20日、少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針である「少子化社会対策大綱」が閣議決定されました。 《重点課題》 1. 子育て支援施策を一層充実(「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施、待機児童の解消など) 2. 若い年齢での結婚・出産の希望の実現(経済的基盤の安定…若者の雇用の安定⇒若者雇用対策の推進のための法整備等) 3. 多子世帯へ一層の配慮(子育て・保育・教育・住居などの負担軽減など) 4. 男女の働き方改革(男性の意識・行動改革…長時間労働の是正、「ワークライフバランス」・「女性の活躍」など)					
施策を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)					
内部評価の結果					
評価項目		評価の内容		評価	
施策の必要性		【市民・利用者のニーズ】 施策を取り巻く環境の変化等により、市民・利用者のニーズが薄れていないか		a. 薄れていない b. 薄れている	a
施策の有効性		【成果】 活動結果(活動指標等)や成果(成果指標等)から、施策推進が順調に図られているか		a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
施策推進にあたる効率性		【民間の活用】 民間への事業委託など、実施手法について民間活用によりコストの削減が図られているか		a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
		【事業手法等の見直し】 事業の成果等を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はあるか		a. 可能性はない b. 可能性はある	b
		【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図る余地があるか		a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
市民目線の施策推進		【市民との協働】 施策や事業の推進にあたり、市民との協働により取組が進められているか		a. 進めている b. 徐々に進めている c. 進められていない (可能性がない)	b
		【利用者の視点に立った施策の推進】 施策の推進にあたり、市民・利用者の視点に立った取組が図られているか		a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
総合的な評価		男女がともに子育てを担う意識啓発のため、妊娠期からの仲間づくりや父親の育児参加の促進に向けて両親学級やパパ・プレママ教室を開催しました。 子育て家庭に対するワーク・ライフ・バランスセミナーを開催し、仕事と生活の調和がとれる働き方について普及啓発を行いました。 子育て家庭への経済的支援のため、小児医療費助成制度の通院医療費助成を小学校6年生までに対象拡大しました。また、ひとり親家庭の現状と課題に対応し、自立支援の充実を図るため、児童扶養手当受給者を対象とした市バス特別乗車証交付事業のあり方を含め、施策全体の再構築の検討を開始しました。 地域の子育て支援を充実するため、地域子育て支援センターやこども文化センターなどの身近な場所における子育ての相談支援や地域の仲間づくりを行うとともに、地域で子育てを担う人材育成や、地域と連携して子どもの健全育成に資する活動を行う団体の支援を行いました。 子育てに関する情報をニーズに応じて届けるため、新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業を行うとともに、子育て情報の発信や保育所等の利用案内説明会等を実施しました。			
子ども・子育て会議からの意見・評価					



4 改善

今後の施策推進の方向性	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性	
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 推進項目の規模拡大 IV. 推進項目の規模縮小 V. 推進項目の廃止 VI. 施策を見直し			

1 プランの概要

基本目標	基本目標Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の良質な環境づくり	
目標の概要	「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」を図り、全ての子どもが質の高い生活環境を維持できるよう、取組を推進するとともに、乳幼児期における多様なニーズに応じた保育サービスの基盤整備を推進し、利用者の個々のニーズに応じたきめ細かな対応を図ります。また、安定した質の高い幼児期の学校教育・保育を継続的に実施できるよう、施設運営の安定と充実に向けた取組を進めます。	
計画期間における主な取組の方向性	●子どもたちが安心して過ごし、充実した活動ができる教育・保育環境を整えていくよう、幼稚園のこれまでの実績を活かし、引き続き充実した教育・保育を推進します。 ●特別な支援を必要とする子どもの受入れの推進など、特色ある幼稚園における教育の充実を図るため、必要な経費の助成や幼児教育相談員の巡回等、幼稚園における教育の振興や支援に取り組みます。 ●幼稚園利用者の多様なニーズに対応するため、保育所の開所時間と同等の運営をする長時間預かり保育事業を行う幼稚園への支援など、幼稚園の預かり保育事業の充実を図ります。 ●多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るために、幼稚園から認定こども園への移行を促進し、移行に向けて計画的な整備を進めるとともに、保育所から認定こども園への移行も支援します。 ●認定こども園への移行にあたっては、幼保連携型認定こども園への移行を最終的な目標として見据え、円滑に移行が進むように、移行を希望する幼稚園や保育所に対して個別の状況に応じた支援と段階を踏んだ取組を行います。 ●幼稚園、認定こども園の教育・保育の質の向上のために、国が定める質の基準を踏まえながら、市としての運営水準の向上を図ります。あわせて、平成28年度以降の利用する保護者の受益と適正な負担について検討し、国の幼児教育無償化の動きや他都市の状況にも留意しながら、適切な補助水準及び保育料の設定について一定の方向性を確定します。 ●幼保連携型認定こども園における指導監査の体制を確立するとともに、施設型給付施設への確認・指導を実施する等、質の高い教育・保育の提供の推進に取り組みます。また、認定こども園の認可及び認定は、本市の基準等に基づき適切に行います。 ●幼稚園、認定こども園、保育所と小学校、地域療育センター等の専門機関と連携して情報交換や研修の実施、子どもたちとの交流等を通して、相互に教育内容や子どもの状況等を把握するなど、幼保小の連携を図りながら、子どもたちが安心して小学校生活をスタートできるように、小学校教育との円滑な接続を行います。 ●保育需要に対応し、重点的に保育所の整備が必要な個所を定める一方で、整備手法については多様な手法を用いることによって、必要な場所に必要な量の整備を効率的に推進します。 ●低年齢児の受入れの拡充策として、定員60人以上の保育所を補完する0～2歳児を対象とした定員19人以下の小規模保育事業所の整備を進めていきます。 ●「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する連携協定」（平成26年10月27日締結）に基づき、市境にある市有地や国有地、民有地等で周辺の保育需要を双方に補完し合える土地等を活用し、保育所等の共同整備を進めていきます。 ●「新たな公立保育所」については、早期に建替えるべき保育所と長寿命化を進めるべき保育所を分けることで、効率的で計画的な維持保全を進め、公立保育所全体のライフサイクルコストの低減を図っていきます。 ●公立保育所の民営化については、譲渡や貸付など建替え以外の手法を含め、さらに効率的に推進できるよう検討を進めます。 ●公立保育所の指定管理園（公設民営）については、施設の形態により手法の方向性を定め、指定期間の終了時に順次、民設民営化を進めます。 ●民間保育所の建替えについては、その手法や資金調達の関係も含み、運営法人と調整を図っていきます。 ●川崎認定保育園については、当面は制度を継続するとともに、施設の認可化や小規模保育事業への移行を推進します。 ●多様な運営主体が事業を展開していくなかで、保育の質の維持・向上のため、さまざまな機会を捉えて、実践的な知識や保育技術を共有するとともに、本市独自の運営費の補助等により、子ども及び職員の処遇の向上を支援します。 ●地域型保育事業について、小規模である事業特性を踏まえ、連携する保育所等の教育・保育施設（連携施設）を設定し、利用する子どもの交流や保育内容の運営支援を行います。 ●保育士確保にあたっては、保育士養成施設との連携を強化するとともに、保育士資格を持ちながら就職していない潜在保育士の再就職や認可外保育施設の保育従事者の保育士資格取得を支援します。 ●特別な支援が必要な子どもへの支援に際しては、小学校への円滑な接続を視野に入れ、保護者、療育センター、小学校等との連携の取組を進めていきます。また、これまで保育所での保育が困難であった医療的ケアが必要な子どもの受け入れに向け、「新たな公立保育所」を中心として障害のあるなしにかかわらず保育を享受できる体制の整備を検討します。 ●増大する多様な保育ニーズに的確に対応するため、多様な保育事業の未整備区域の解消など、延長、一時、休日、病児・病後児保育事業の拡充に努めます。 ●加えて、細分化・複雑化する多様な保育ニーズにも適切に対応できるよう延長・一時保育事業等における実施内容の細分化、実施日・実施時間等の拡大に努めます。 ●認可保育所の保育料や一時保育、病児保育などの保育サービスに関する利用料金については、平成28年度以降の受益と適正な負担のあり方を検討するために、平成27年度において検討組織を設置し、国の制度改正、他都市の状況にも留意しながら、適切な保育料や利用料金の設定について一定の方向性を確定します。 ●保育料の滞納については、引き続き口座振替の促進を図り、コンビニ収納を開始するなど、収納率向上に向けた取組を強化・推進します。 ●認可施設（保育所、認定こども園、小規模保育事業）等の保育料負担割合の適正化。（※平成28年度の改定に向けた検討を行います。） ●多様な保育サービスの利用料金のあり方の検討（※サービス提供に対する応分の負担に向けた検討を行います。） ●川崎認定保育園の保育料は運営事業者が独自に認定していますが、市が定めた保育を必要としている事由に該当していることを要件に、保育料の負担軽減を目的とした補助制度を、保育需要や施設の利用状況を踏まえ実施しています。現行の保育料補助金額は0～2歳児は所得により1万円または2万円、3歳以上児は5千円です。 ●待機児童の解消を継続するため、教育・保育の量の見込みに対応する確保策において、保育所等の整備などを計画的に実施し、必要な教育・保育の提供体制を確保していきます。 ●今後も多くの民間保育所等が整備され、保育士の確保と質の担保が重要な課題となるため、その対策に力を傾注していきます。 ●区役所においては、平成27年4月の子ども・子育て支援法の本格実施に伴う利用者支援事業の中で、保育所等の利用申請前から保護者等の視点に立った情報提供や相談を実施し、入所保留となった後も、きめ細かな相談・支援を継続して実施していきます。 ●「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する連携協定」（平成26年10月27日締結）に基づく取組を横浜市と連携・協力して推進し、待機児童対策の更なる促進を図ります。	
施策の方向と推進項目	1 幼児教育の充実と教育・保育の一体的な推進 (1) 幼児教育の質の向上 (2) 認定こども園への移行の促進 (3) 幼保小連携の推進 3 保育の質の維持・向上 (1) 多様な運営主体の参入に伴う保育の質の確保 (2) 保育士確保対策の充実 (3) 特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実	2 保育需要への適切な対応 (1) 多様な手法による定員枠の拡大 (2) 公立保育所の民営化と施設老朽化への対応 4 多様な保育ニーズへの対応と充実 (1) 多様な保育事業の充実
	5 保育サービス利用における受益と負担の適正化 (1) 保育サービスの利用における受益と負担のあり方の検討 (2) 保育料の収納率向上に向けた取組の推進	6 待機児童対策の総合的な推進 (1) 待機児童対策の総合的な推進

関連する 総合計画 の政策体系	基本政策(1層)	子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
	政策(2層)	安心して子育てできる環境をつくる
	施策(3層)	質の高い保育・幼児教育の推進
	直接目標	子どもを安心して預けられる環境を整える
行財政改革に関する計画上で 関連する主な課題名	改革項目	課題名
	取組1-(4) 市民サービス向上に向けた民間部門の活用	12 公立保育所の民営化 13 公設民営(指定管理者制度導入)保育所の民設民営化
	取組2-(1) 市民ニーズへの的確な対応に向けた取組の最適化	13 待機児童対策の継続した取組の推進
	取組2-(4) 債権確保策の強化	5 一層の保育料収入確保に向けた取組強化
	取組2-(13) 市民サービス等の再構築	22「新たな公立保育所」等の取組の推進と施設の老朽化対策 27 保育所保育料の見直し

2 主な取組の実施結果

今年度の主な取組内容	主な取組内容の実績や効果
□新たな公立保育所について、「保育・子育て総合支援センター」に向けた構想をまとめます。また、保育の質の向上に向け、民間保育所への支援機能を強化するとともに、地域の子ども・子育て支援機能を充実します。また、医療的ケアが必要な子どもの受入れを行います。	■『新たな公立保育所』の機能強化による「子どもの未来応援プラン」の更なる推進に向けて～「保育・子育て総合支援センター」構想について～をとりまとめました。また、「保育の質ガイドブック」を作成し、民間保育所への支援機能を強化するとともに、市内保育園施設向けに公民合同の課題別研修や公開保育、小規模保育所等でのデリバリー講座を実施し、更なる保育の質の向上に繋がりました。キャリアアップ研修は平成29年10月から開始し、オープン参加を可能としたことで、公民保育所職員の研修受講者が昨年度から1,433人増加しました。また、在宅で子育てする家庭に対しては、保育所の園庭開放や各種講座を通して相談機能の強化を図りました。医療的ケアを必要とする子どもの受入れを、6か所のセンター園で実施しました。
□私立幼稚園に子どもを通わせる保護者に対し、経済的負担の軽減を図るために、保育料の一部を助成します。	■私立幼稚園に子どもを通わせる保護者に、保育料補助を実施しました。(助成児童数:20,056人)
□多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、幼稚園から認定こども園への移行を促進します。	■幼稚園から認定こども園への移行等を促進しました。(新規実施園:1園)
□幼稚園利用者の多様なニーズに対応するため、幼稚園における一時預かり・長時間預かり保育事業を推進します。	■市内幼稚園及び認定こども園25園において、一時預かり事業(幼稚園型)を実施しました。
□待機児童解消の継続に向け、高まる保育需要に適切に対応するため、多様な整備手法を用いて、必要な場所に必要量の整備を推進します。	■平成30年4月に向けて、認可保育所の新規整備等により1,590人、公立保育所の民営化により45人、小規模保育事業所の整備により38人の合計1,635人の入所枠を拡大し、当初計画を上回る定員枠を確保しました。また、平成29年度から年度限定型保育事業を開始し、合計75人の受入れを実施しました。
□待機児童対策として、本市独自の認可外保育施策として、「川崎認定保育園」の制度を実施するとともに、施設の認可化や小規模保育事業への移行を促進します。また、園児の保護者に対し、保育料の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	■平成29年4月に向けて、本市独自の待機児童対策として推進する川崎認定保育園からの認可化及び小規模保育事業への移行(実施園:8園)を進めました(川崎認定保育園利用児童数:4,360人)。また、川崎認定保育園に園児を通わせる保護者に対して、保育料補助を実施しました(助成児童見込数:5,077人)。
□保育士確保策として、「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士確保策の推進のほか、本市独自の就職相談会やセミナー等の実施により、潜在保育士や指定保育士養成施設の学生を対象とした確保対策を積極的に推進します。また、保育士宿舍借り上げ支援事業を実施するとともに、認可外保育施設職員等の資格取得に向けた支援を行います。	■「かながわ保育士・保育所支援センター」によるマッチングや、保育士就職相談会、保育体験/バスツアー等に加え、保育士修学資金貸付等も全国各地から多くの利用があり、これらの取組を通じて、多くの就職等に結びつけることができました。(保育士・保育所支援センターのマッチング支援による就職人数:25人)(就職相談会参加者:900人)(バスツアー、就職セミナー等の参加者:1,248人)(保育士試験直前対策講座:516人)(修学資金貸付利用者:45人)(潜在保育士再就職準備金貸付:7人)(把握できた採用又は内定者数及び保育士試験合格者数の総数:209人) また、保育士宿舍借り上げ支援事業により、保育士の定着促進及び新規採用の促進を図ることができました。(補助対象者:839人)
□多様な保育ニーズに的確に対応するため、延長保育事業を拡充します。	■保育所296か所、認定こども園3か所、小規模保育事業所等16か所の合計315か所で延長保育事業を実施し、月間の利用数は、昨年度から400人増の8,552人の実利用がありました。また、新設の認可保育所では、すべての園において、20時までの長時間延長保育を実施し、延長保育事業の拡充を進めました。
□多様な保育ニーズに的確に対応するため、一時保育を拡充します。	■一時保育の実施園を8園拡充し、合計70園で実施の上、年間延べ利用人数は昨年度実績から2,764人増の115,746人の利用がありました。また、基幹型一時保育の推進により、一時保育事業の実施日及び実施時間の拡大を図りました。
□多様な保育ニーズに的確に対応するため、未整備区域への病児保育の整備を行い、病児・病後児保育を拡充します。	■未整備区域であった麻生区において、平成29年4月に開設し、全7区域内において、病児・病後児保育施設の整備を完了しました。年間延べ利用人数は昨年度実績から1,056件増の延べ8,040件の利用がありました。
□保育所、地域型保育事業、幼保連携型認定こども園等の指導監査を実施し、保育の質の向上に努めます。	■保育所、地域型保育事業、幼保連携型認定こども園等379施設に対し実地または書面による指導監査を実施し、保育の質の向上に努めました。
□福祉サービス第三者評価の受審の促進を図り、これまで実施してきた認可保育所に加えて、地域型保育事業についても対象を拡充します。	■福祉サービス第三者評価の受審の促進を図り、利用者への情報提供を行うとともに、保育の質の向上に向けた自主的な取組を支援しました。また、平成29年度から地域型保育事業も受審できるよう拡充しました。

□小学校校長と幼稚園・認定こども園・保育所園長との連絡会や実務担当者の連絡会など、さまざまなネットワークにより幼保小の連携を図ります。また幼保小の職員による相互の施設体験を行います。幼稚園・認定こども園・保育所年長児の小学校行事への参加を通じて園児と児童の交流を実施し、就学前の子どもが安心して就学を迎えられるように取り組みます。また、年長児とその保護者向けのリーフレットを作成・配布し就学前の準備と就学後の生活について啓発します。			■発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを支援することを目的に、小学校校長と幼稚園・認定こども園・保育所園長との連絡会や実務担当者の連絡会を開催することで、幼保小の連携のあり方や必要性、地域の課題について明らかにし、共通認識を深めました。また幼保小の職員による相互の施設体験などを通じ、幼保小の連携を図りました。幼稚園・認定こども園・保育所年長児の小学校行事への参加等を通じて、園児と児童の交流を実施し、安心して就学を迎えられるように取り組みました。年長児とその保護者向けリーフレットの作成・配布をすることで、就学前の準備と就学後の生活について啓発しました。				
指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）	目標・実績	H28年度	H29年度	H30年度	単位
1	成果指標	待機児童数	目標	0	0	0	人
		説明 厚生労働省の定める「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき集計した、翌年度4月1日時点の待機児童数(平成28年度4月1日時点 6人)	実績	0	18		
2	成果指標	保育所等における利用者の満足度※10点満点	目標		8.0	8.0	点
		説明 「認可保育所等を利用している方への調査」(無作為抽出 利用者2,000人)における各質問項目(10段階)の平均値 ＜概ね2年に1回調査予定＞(平成27年度 7.9点)	実績		8.1		
3	活動指標	認可保育所の定員数	目標	23,945	25,390	28,027	人
		説明 認可保育所の定員数(4月時点) (平成27年度 22,340人)	実績	23,945	25,575		
4	活動指標	民間保育所の定員数	目標	19,515	21,355	23,260	人
		説明 民間保育所の定員数(4月時点) (平成27年度 17,515人)	実績	19,515	21,540		
5	活動指標	地域型保育事業の定員数	目標	534	957	792	人
		説明 地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育)の定員数(4月時点)(平成27年度 364人)	実績	534	706		
6	活動指標	一時保育の施設数	目標	64	69	74	か所
		説明 一時保育の実施施設数(4月時点) (平成27年度 59か所)	実績	62	70		
7	活動指標	病児・病後児保育の施設数	目標	6	7	7	か所
		説明 病児・病後児保育の実施数 (平成27年度 5か所)	実績	6	7		
8	活動指標	公立保育所職員研修の参加者数	目標	2,800以上	3,000以上	4,500以上	人
		説明 公民保育所職員研修の参加者数 (平成27年度 2,830人)	実績	2,850	4,283		
9	活動指標	「川崎認定保育園」の保育料補助助成児童数	目標	4,171	4,171	4,653	人
		説明 保護者への保育料補助の実施数 (平成27年度 4,171人)	実績	5,077	4,935		
10	活動指標	認可外保育施設等の受け入れ児童数	目標	4,310	4,310	4,823	人
		説明 認可外保育施設等の受入人数 (平成27年度 4,006人)	実績	4,515	5,097		
11	活動指標	幼稚園の保育料補助の助成児童数	目標	21,060	21,060	18,370	人
		説明 幼稚園に通う児童の保護者への保育料補助の実施数 (平成27年度 22,167人)	実績	21,049	20,056		
12	活動指標	幼稚園の一時預かり実施園数	目標	27	40	30	園
		説明 幼稚園における一時預かり事業の実施数 (平成27年度 12園)	実績	21	25		
13	活動指標	認定こども園への移行園数	目標	1	1	3	園
		説明 認定こども園への移行(実施園数) (平成27年度 2園)	実績	1	1		
14	活動指標	保育士就職相談会等の参加者数	目標	180以上	180以上	2,300以上	人
		説明 保育士養成機関等と連携した保育士就職相談会、就職セミナー、保育体験事業等の参加者数(平成27年度 144人)	実績	1,430	2,148		
15	活動指標	保育士宿舍借り上げ支援事業における補助者数	目標	300	300	907	人
		説明 保育士宿舍借り上げ支援事業における補助者数 (平成28年度から事業開始)	実績	374	899		
上記の取組内容等の実績や成果を踏まえた達成度		3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. 概ね目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った				

3 評価

施策を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)	平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始しました。 平成28年4月から国において企業主導型保育事業が開始されました。 平成29年6月に国は「子育て安心プラン」を公表し、平成32年度末までの待機児童解消を目指すものとしています。待機児童解消に向け、引き続き保育所や家庭的保育事業等の増加が見込まれ、保育の量の拡大と共に、本市に参入する事業者の多様化が進むことが見込まれることから、安定した保育の提供と質の向上の確保が求められています。 また、平成31年10月には幼児教育保育の無償化が予定されています。
--	--

内部評価の結果

評価項目	評価の内容	評価	
施策の必要性	【市民・利用者のニーズ】 施策を取り巻く環境の変化等により、市民・利用者のニーズが薄れていないか	a. 薄れていない b. 薄れている	a
施策の有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)や成果(成果指標等)から、施策推進が順調に図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
施策推進にあたる効率性	【民間の活用】 民間への事業委託など、実施手法について民間活用によりコストの削減が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
	【事業手法等の見直し】 事業の成果等を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性があるか	a. 可能性はない b. 可能性はある	b
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図る余地があるか	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
市民目線の施策推進	【市民との協働】 施策や事業の推進にあたり、市民との協働により取組が進められているか	a. 進めている b. 徐々に進めている c. 進められていない (可能性がない)	b
	【利用者の視点に立った施策の推進】 施策の推進にあたり、市民・利用者の視点に立った取組が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
総合的な評価	就労形態の多様化や共働き世帯の増加等に伴い、高まり続ける保育需要に対応するため、保育所の新規整備や、公立保育所の民営化、小規模保育事業所の整備により当初計画を上回る定員枠を確保しました。また、平成29年度から年度限定型保育事業を開始しました。 多様化する教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園における一時預かり事業の拡充を行ったほか、病児・病後児保育施設を市内7か所で実施しました。また、延長保育事業の拡充や、基幹型一時保育の推進により一時保育事業の拡大を図りました。 保育の質ガイドブックを更新し民間保育所への支援機能を強化するとともに、公民合同研修や公開保育等の実施、指導監査の実施や福祉サービス第三者評価の受審促進により、更なる保育の質の向上を図りました。また、保育士修学資金貸付や保育士宿舍借り上げ支援事業により、保育士の定着促進や新規採用の促進を図りました。		

子ども・子育て会議からの意見・評価	
--------------------------	--

4 改善

	方向性区分	実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
今後の施策推進の方向性	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 推進項目の規模拡大 IV. 推進項目の規模縮小 V. 推進項目の廃止 VI. 施策を見直し	

1 プランの概要

基本目標		基本目標Ⅳ 親と子が健やかに暮らせる社会づくり	
目標の概要		次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、安心して子どもを生み、育てることができるための支援体制の充実とともに、思春期から妊娠・出産、子どもの乳幼児期を通じ、ライフステージに沿った一貫した体系のもとに、子どもの成長と発達を総合的に支援します。 また、学校での日々の学習を通して、子どもの社会的自立の基盤となる能力や態度を育むとともに、放課後におけるさまざまな集団活動や地域活動を通して、人としての在り方や生き方の軸となる力を育て、将来の社会の担い手になる人材を育成します。	
計画期間における主な取組の方向性		●妊産婦が地域で孤立することなく、安心して出産や育児に臨めるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発や相談・支援体制を強化します。 ●医療機関と連携して産前・産後ケアの充実を図り、支援が必要な妊産婦のケア、心身ともに不安定になりやすい出産直後の母子のケアを行います。 ●妊娠出産に関する啓発とともに、不妊治療に対する効果的な助成制度のあり方を検討します。また、不育や不妊の悩みに対する精神的支援として相談体制の充実を図ります。 ●難病を患った子どもの健全育成と自立促進を支援します。 ●安心して妊娠・出産ができるように、新生児集中治療管理室（NICU）の新たな整備や増床を図る医療機関を支援し、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターを中心とした周産期医療ネットワークを推進します。 ●休日（夜間）急患診療所や小児急病センターにおける小児科医療の維持をはじめ、病院群輪番制による小児科の第二次救急医療体制の確保に努めます。 ●子どもの成長発達の状況を確認し、疾病などの早期発見や保健指導及び継続した相談支援を地域の医療機関と連携しながら効果的に実施できるよう、乳幼児健康診査事業の再構築を図ります。 ●子どもの成長や家庭の育児等の状況について把握した情報を確実かつ的確に活用し、必要な支援を迅速に実施するため、母子保健情報システムを導入し、効果的・効率的な母子保健情報の管理と分析を行います。 ●思春期から妊娠・出産・育児までの切れ目ない支援の充実を目的として、学校保健と地域保健との連携の強化を図り、保健や育児に関する普及啓発を行います。 ●「キャリア在り方生き方教育」として、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を全ての学校で実践し、子どもたちの自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力などについて、小学校段階から系統的・計画的に育んでいきます。 ●こども文化センターについて、社会状況の変化に伴って子ども・若者が抱える課題に対応できる施設として、更なる機能強化を検討するとともに、子どもと地域の大人との交流など、地域における主体的な活動の拠点となるよう、施設のあり方を再構築します。 ●全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせる場所を提供するとともに、発達・成長段階に応じた主体的な遊びや異年齢の子ども同士の交流、多様な体験プログラムを通した学びなど、総合的な放課後対策を推進し、わくわくプラザ事業の質の維持・向上に取り組みます。 ●子育て家庭のニーズを踏まえて、開所時間の拡充に向けた検討を進めるとともに、わくわくプラザにおけるサービスの受益と負担の適正化について検討を進めます。 ●放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を踏まえて、わくわくプラザ事業の適切な運営を行っていくとともに、民間の事業者が放課後児童健全育成事業を実施する場合も基準に沿った運営となるよう、指導・助言を行います。 ●学齢期の子どもたちの成長について、「学校教育」、「児童の健全育成」、「地域ぐるみの活動」、それぞれの視点を切り離すことなく、学校、行政、青少年育成団体等が相互に連携した複合的な取組を進め、子どもの教育や健全育成を総合的に支援します。	
施策の方向と推進項目		1 子どもの健やかな成長 (1)安心して妊娠・出産できる環境の整備 (2)乳幼児の健やかな発育・発達を支える (3)学齢期・思春期の子どもと体の健康を増進	2 自立への基盤を育てる取組の推進 (1)「キャリア在り方生き方教育」の推進 (2)放課後の活動・地域での活動を通した健全育成
関連する総合計画の政策体系		基本政策(1層)	
		政策(2層)	
		施策(3層)	
		直接目標	
行財政改革に関する計画上で関連する主な課題名		改革項目	
		取組2-(5) 戦略的な資産マネジメント	6 こども文化センターの今後のあり方の検討
		取組2-(13) 市民サービス等の再構築	24 母子保健事業の再構築 25 わくわくプラザ事業のあり方の検討

2 主な取組の実施結果

今年度の主な取組内容	主な取組内容の実績や効果
□妊娠・出産・育児のスタートとなる母子健康手帳の交付時に保健師等の専門職による全数面接を行うとともに、妊娠期から産後、新生児期から乳幼児期までの相談支援や情報提供を行うなど、親と子の健康づくりを進めます。	■各区保健福祉センターにおいて、母子健康手帳を交付するとともに、保健師等の専門職による情報提供・相談などの面接を実施しました。(母子健康手帳交付人数: 15,464人)
□母子ともに安心・安全な出産を迎えるため、妊娠中に必要な健康診査の費用の助成を行うとともに、子どもの成長や家庭の育児等の状況を把握した母子保健情報を効率的かつ効果的に活用するため、平成28年4月に導入した「母子保健情報管理システム」を活かして健診未受診者への対応を強化します。	■妊娠期の異常の早期発見・早期治療を促進するとともに、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図るために、母子手帳交付時に妊婦健康診査補助券を交付し、健診費用を助成しました。(妊婦健康診査補助券利用件数: 176,494件) また、平成28年4月から導入した「母子保健情報管理システム」を活用し、健診未受診者へ働きかけを行い、健診受診につなげるなど、対応を強化しました。
□産前・産後の妊産婦からの電話相談等に対応するとともに、育児知識の普及や個別相談、さらには、出産後に不安定になりやすい時期の母子への心身のケアを行う産後ケア事業などを実施します。	■市内在住の生後4か月未満の乳児とその母親を対象に、市内の助産所に宿泊して助産師のケアを受ける「宿泊型」と、自宅でケアを受ける「訪問型」の産後ケア事業を実施しました。(延べ利用人数: 615人(宿泊)、232人(訪問))
□慢性的な疾病を抱える子どもに対して、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担額の一部を助成します。	■18歳未満の児童が、小児がんなどの国が対象とする疾患で、指定医療機関において健康保険の対象となる治療を受ける際に、その自己負担額の一部を助成しました。(助成延べ件数: 12,233件)

□乳幼児の健やかな成長発達を支え、保護者が安心して育児ができるよう、地域の医療機関などと連携しながら一貫した支援を効果的に実施するため、乳幼児健康診査の実施方法を見直します。また、平成28年4月に導入した「母子保健情報管理システム」を活かして健診未受診者への対応を強化します。		■乳幼児健康診査の実施方法を見直すとともに、地域での産婦人科・小児科等の医療機関連携を強化しました。平成28年4月から導入した「母子保健情報管理システム」を活用し、乳幼児健康診査を通じて把握された子育て家庭情報の一元管理により、支援の必要な家庭の早期発見や支援強化に取り組みました。				
□思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症、喫煙などをテーマに小・中・高等学校に赴き、思春期の心と身体の健康教育を実施します。		■保健師等の専門職が、小・中・高等学校に赴き、思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症、喫煙などをテーマに、思春期の心と身体の健康教育を実施しました。(参加者数:7,013人)				
□学校でのキャリア在り方生き方教育の推進を支援する担当者研修会や学校要請訪問研修を実施し、系統的・計画的な取組のための指導体制構築の支援を図ります。また、保護者用啓発リーフレットを作成・配布し、学校の取組への理解を図ります。		■平成28年度から継続して全市立学校で実施し、年間3回の担当者説明会・研修会と、48回の要請訪問研修を行い、キャリア在り方生き方教育についての理解を深めました。また、キャリア在り方生き方ノートを小・中学校へ配布し、学校での活用を支援するとともに、実践的な要請訪問研修を通じて、学校での推進の体制づくりと全体計画作成を支援しました。保護者用啓発リーフレットを作成・配布し、学校での取組についての理解を図るとともに家庭や地域での取組例を紹介しました。				
□「こども文化センター」において、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、本市の社会状況の変化や子ども・若者が抱える課題に対応するため、今後の施設のあり方等を検討します。		■市内58か所の「こども文化センター」(民間児童館を含む)を運営するとともに、多世代の交流促進に向け、老人いこいの家との連携モデル事業を13か所で実施しました。また、子ども・若者を取り巻く環境の変化や地域包括ケアシステムの構築も踏まえながら、「こども文化センター」の運営のあり方の検討を行いました。				
□すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりに向け、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に行う「わくわくプラザ事業」を実施するとともに、子育て家庭の多様なニーズへの対応や利用者の受益と負担の適正化について検討を進めます。また、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を踏まえて、わくわくプラザや民間事業者が行う放課後健全育成事業の適切な運営を図ります。		■すべての小学生を対象に、放課後等に児童が安全・安心に過ごせるよう、市内小学校113校内で「わくわくプラザ事業」を実施しました。 また、子ども・若者を取り巻く環境の変化や地域包括ケアシステムの構築も踏まえながら、「こども文化センター」の運営のあり方の検討を行い、わくわくプラザ事業の充実に向けた方向性について示しました。				

指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）		目標・実績	H28年度	H29年度	H30年度	単位
1	成果指標	乳幼児健診の平均受診率		目標	97.3以上	97.3以上	97.3以上	%
		説明	各年齢(3か月児・1歳6か月児・3歳児)における「(健康診査受診実人数／健康診査対象人数)×100(%)」の平均値＜毎年度集計＞(平成27年度 97.0%)	実績	95.2	96.4		
2	成果指標	子育てが楽しいと思う人の割合		目標	97.6以上	97.6以上	97.6以上	%
		説明	1歳6か月健診時における問診票(対象者1,220人)で、「お子さんと一緒に生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」と「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合＜毎年度集計＞(平成27年度 97.5%)	実績	97.2	95.6		
3	成果指標	わくわくプラザの登録率		目標	46.8以上	47以上	47以上	%
		説明	わくわくプラザ登録者数／対象児童数＜毎年度集計＞(平成27年度 47.4%)	実績	48.1	48.7		
4	成果指標	わくわくプラザ利用者(保護者)の満足度※10点満点		目標		7.4以上	7.4以上	点
		説明	「わくわくプラザを利用している方への調査」(無作為抽出 利用者2,000人)における各質問項目(10段階)の平均値＜概ね2年に1回調査予定＞(平成27年度 7.3点)	実績	－	7.3		
5	活動指標	妊婦・乳幼児健康診査事業		目標	186,600以上	186,600以上	186,600以上	件
		説明	妊産婦健康診査の費用の一部助成の数(平成27年度 185,907件)	実績	179,638	176,494		
6	活動指標	思春期の心と身体の健康教育の参加者数		目標	6,300以上	6,300以上	6,300以上	人
		説明	思春期の心と身体の健康教育の参加者数(平成27年度 6,989人)	実績	6,070	7,013		
7	活動指標	産後ケア事業の利用者数		目標	905以上	905以上	905以上	人
		説明	産後ケア事業の延べ数(平成27年度 1,067人)	実績	942	847		
8	活動指標	こども文化センターの利用者数		目標	1,884,000以上	1,884,000以上	1,884,000以上	人
		説明	こども文化センターにおける青少年の健全育成事業の利用者数(平成27年度 1,949,735人)	実績	1,914,290	1,851,968		
9	活動指標	子育て支援わくわくプラザ事業の利用者数		目標	141,000以上	141,000以上	141,000以上	人
		説明	午後6時から午後7時までである子育て支援わくわくプラザ事業の利用者数(平成27年度 142,305人)	実績	145,262	156,638		

上記の取組内容等の実績や成果を踏まえた達成度	3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. 概ね目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った
------------------------	---	--

3 評価

施策を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)		関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」が開始しました。(重点課題:育てにくさを感じる親に寄り添う支援及び妊娠期からの児童虐待防止対策 基盤課題:切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策及び子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり) また、母子保健法の改正により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」(法律上の名称は「母子健康包括支援センター」)が法定化(平成29年4月1日施行)され平成32年度末までに全国展開を目指すこととされ、本市においても取組を推進しました。	
内部評価の結果			
評価項目	評価の内容	評価	
施策の必要性	【市民・利用者のニーズ】 施策を取り巻く環境の変化等により、市民・利用者のニーズが薄れていないか	a. 薄れていない b. 薄れている	a
施策の有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)や成果(成果指標等)から、施策推進が順調に図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
施策推進にあたる効率性	【民間の活用】 民間への事業委託など、実施手法について民間活用によりコストの削減が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
	【事業手法等の見直し】 事業の成果等を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性があるか	a. 可能性はない b. 可能性はある	b
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図る余地があるか	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
市民目線の施策推進	【市民との協働】 施策や事業の推進にあたり、市民との協働により取組が進められているか	a. 進めている b. 徐々に進めている c. 進められていない (可能性がない)	b
	【利用者の視点に立った施策の推進】 施策の推進にあたり、市民・利用者の視点に立った取組が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
総合的な評価	母子健康手帳交付時に実施する保健師等専門職との面接や、産前・産後の妊産婦を支援する宿泊型・訪問型の産後ケア事業を実施し、安心して妊娠・出産できる環境の整備を推進しました。また、母子保健情報管理システムを活用し、乳幼児健康診査を通じて把握された子育て家庭情報の一元管理により、支援の強化に取り組みしました。 小・中・高等学校で思春期の心と身体の健康教育を実施し、学齢期・思春期の子どもの心と身体の健やかな成長を図るとともに、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てる「キャリア在り方生き方教育」に関する学校での推進体制づくりを進めました。 児童の健全育成を推進するため「こども文化センター」を運営するとともに、多世代の交流促進に向け「老人いこいの家」との連携モデル事業を13か所で実施しました。また、子ども・若者を取り巻く環境の変化等を踏まえながら、こども文化センターの運営のあり方の検討を行い、併せてわくわくプラザ事業の充実に向けた方向性を示しました。		
子ども・子育て会議からの意見・評価			

4 改善

	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
今後の施策推進の方向性	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 推進項目の規模拡大 IV. 推進項目の規模縮小 V. 推進項目の廃止 VI. 施策を見直し		

1 プランの概要

基本目標	基本目標Ⅴ 子育てを支援する体制づくり
目標の概要	子育て家庭において、さまざまな要因により増加する児童虐待増加への対応の強化や、保護・支援を必要とする子どもと家庭への支援体制の充実を図ります。 また、困難を抱える子どもや若者の自立を支援するために、社会的自立に向けた新たな支援体制の整備を推進します。
計画期間における主な取組の方向性	●国の「社会的養護の課題と将来像」の考え方をもとに、本市の将来人口推計や社会的養護に関わる現状の課題等を踏まえ、平成27年度から平成41年度を対象期間として策定する「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」において本市における社会的養護推進の考え方を示します。本市では、社会的養護が必要な子どもへの支援環境として、「里親・ファミリーホームを3分の1、施設・グループホームを3分の2」とすることを基本的な方針とします。 ●既存の児童養護施設の改築について、新設の児童養護施設と同様に、家庭的な養育環境に配慮（施設の家庭的養護）し、6人程度のグループで生活する「小規模グループケア」に対応した施設とします。 ●グループホームは、施設に付随する機能とともに施設と里親の中間形態を持ち、家庭的養護の役割を担うことから、そのあり方について再構築し、グループホームの拡充に向けた検討を推進します。 ●里親制度の拡充にあたって、里親制度の周知だけでなく、担い手の発掘・育成等において効果的な普及・啓発の手法を検討します。 ●社会的養護によって養育された子どもが適切に社会的自立を果たすよう、施設・里親における養育の時点から長期的に子どもの自立を支援するとともに、施設や里親における養育を離れて自立した後も継続的な支援を行えるような総合的な仕組みを構築します。 ●区役所保健福祉センター等において、児童扶養手当、保育所入所、母子父子寡婦福祉資金貸付等の受付・相談を通して、ひとり親家庭の支援ニーズを的確に把握するとともに、必要に応じて、健康や子育て相談等、保健師や社会福祉職等の専門職による総合的な支援を行います。 ●母子・父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭に特化した支援施策を提供し、自立支援計画策定や家事・子育ての家庭生活支援員の派遣、講習会の開催等、ひとり親家庭の支援のための総合拠点としての機能のさらなる強化に努めます。 ●相談窓口としての区役所保健センター等と専門支援機関としての母子・父子福祉センターとの連携体制のさらなる強化に努めます。さらに、家庭の状況に応じて、児童相談所、生活自立・仕事相談センター、養育費相談支援センターなど、多様な関係機関との連携を充実します。 ●非正規の就労では、低賃金や不安定な雇用条件により自立が困難な場合が多いことから、ひとり親を対象とした正規就労に向けた資格取得や就業支援講習会を充実します。 ●ひとり親家庭の負担を軽減するために、生活支援に関わる講習会や家事・育児に関わる支援員の派遣事業を拡充し、ひとり親が仕事と子育てを両立できるよう、支援を充実します。 ●ひとり親家庭の子どもが、その置かれた環境によって社会的自立が阻害されないよう、学習支援など、子どもが健やかに成長できるよう支援を検討します。 ●市民に身近な相談窓口としての区役所保健福祉センター等の役割、地域で子どもと家庭を支える民間事業者の役割、民間事業者も含めた関係機関の機関支援と地域の拠点となる地域療育センターの役割、本市の障害支援に関わる事業を支える高度専門支援機関の役割など、それぞれの機関における役割、専門性などを再度精査し、総合的な相談支援体制の構築を図ります。 ●地域の民間事業者を拡充し、身近な地域において、丁寧な相談支援を踏まえた支援利用計画の作成を推進するとともに、地域療育センターにおいては、専門的機関としての相談支援及び地域支援を実施できるよう検討を進めます。 ●地域療育センターの発達相談支援機能の強化に合わせて、発達相談支援体制の充実に向けた発達相談支援センターの役割や体制の見直しを行い、関係機関とのネットワーク構築とコーディネート及び各種研修の実施や普及啓発活動を行います。 ●障害児入所施設の安定した運営を推進するとともに、障害児・者サービスの連携を強化し、障害児入所施設から障害者入所施設への円滑な移行を促進します。 ●短期入所のニーズの増加により、2か所の障害児入所施設だけでの実施では不足しており、障害者支援施策と連携し事業の充実にも努めます。 ●特別支援教育推進計画に基づき、発達障害を含め、障害のある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育のさらなる充実に向けた取組を推進します。 ●地域における放課後や夏休み等の支援として、放課後等デイサービス事業を拡充します。 ●現行の「青少年プラン（改訂版）」の後継計画である「（仮称）川崎市子ども・若者プラン」を平成27年度に策定し、子ども・若者の自立に向けた施策を体系的に整理し、自立に向けて課題を抱えた子ども・若者に対する政策を総合的に推進します。 ●学校、区役所、精神保健福祉センター、若者サポートステーション、地域の関係機関等が連携して、支援が必要であるにも関わらず支援につながらない子ども・若者の把握に努め、相談機関等につなげるとともに、一人ひとりの状況に応じた重層的・横断的支援を行う仕組みづくりを進めます。 ●子ども・若者が自尊感情や自己肯定感を持ちながら社会と関わって成長・自立できる環境を整えるため、地域の中で若者が社会参加できる場・機会について、地域の団体や企業など多様な主体と連携して創出していきます。 ●子ども・若者の貧困の連鎖を防止するため、学習支援等の事業の充実を図ります。 ●居所不明児童をはじめ、子育て家庭の情報についての確に把握、支援できるよう母子保健情報等を有効に活用するとともに、児童相談所と区役所保健福祉センターが円滑に情報共有できる仕組みを構築し、乳幼児期から学齢期までの一貫した支援の充実を図ります。 ●虐待対応件数が増加する中、児童相談所が児童福祉法等の法的権限に基づく支援を実施する一方、地域に身近な行政機関である区役所保健福祉センター等による支援や見守りなど、児童相談所及び区役所保健福祉センター等がそれぞれの役割と専門性に基づき支援を実施します。 ●複雑・多様化する支援ニーズに対して多角的かつ総合的な支援を実施するため、中・長期的な視点に立った専門職の育成、組織マネジメント力の向上を図るなど、児童相談所の専門的支援体制の強化を図ります。 ●児童家庭支援センターによる支援を充実させるため、市内児童養護施設の建替えに伴い新たに児童家庭支援センターを開設し、在宅で育児不安を抱えている家庭に対し、地域での見守りや保護者への支援を行います。 ●児童虐待を地域において早期発見するため、要保護児童対策地域協議会との連携に併せ、地域見守りネットワークを活用した民間事業者との協働による地域における支え合いの仕組みを推進します。 ●行政をはじめ民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等関係団体との協働による広報・啓発活動を充実させ、児童虐待に対する市民の理解を促し、社会全体で児童虐待の発生予防に取り組むための市民意識の向上を図ります。 ●多様化かつ複雑化するDV被害事案を踏まえ、関係機関が相互に連携するための仕組みの構築、関係者の研修の企画・実施など、DV施策を総合的に推進するための体制を整備し、相談・支援の専門性の確保と向上に向けた取組を進めます。 ●被害者が「どこに相談してよいかわからなかった」ために相談できず被害が深刻化してしまうということがないよう、DV被害にかかわる総合相談窓口の機能を整備し、広く周知していきます。 ●DVは児童虐待と密接に関係しているため、児童相談所をはじめ、子どもに対応する関係機関は連携を一層密にし、被害者の状況と子どもの状況について十分把握し、子どもの心のケアなど、継続的な支援を行います。 ●被害者の自立に向けて、民間団体との連携をさらに強化するとともに、住居の確保に向けた支援、就労の支援、生活保護・健康保険・児童手当など各種制度の円滑な手続きに関わる支援などを行います。 ●暴力防止への理解を広く市民に促すためには、さまざまな機会をとらえて幅広い普及啓発を行うとともに、家庭や地域、学校において命の大切さや人を思いやる心を養う教育を行い、お互いを尊重しDVを許さない社会づくりを進めていくことが重要です。

施策の方向と推進項目	1 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実 (1)家庭に近い養育環境の推進と専門的支援の充実 (2)里親制度(家庭養護)の推進	2 ひとり親家庭への支援の充実 (1)相談・支援体制の充実 (2)家庭の生活を支援する取組の推進 (3)自立に向けた子どもへの支援の充実
	3 障害のある子どもと家庭への支援の充実 (1)相談・支援体制の充実 (2)障害児の医療・福祉サービスの提供 (3)学校における特別支援教育の充実	4 自立に向けて課題を抱える子ども・若者への支援の充実 (1)課題を抱える子ども・若者対策の総合的な推進
	5 児童虐待対策の推進 (1)児童虐待防止対策の推進	6 DV防止・被害者支援の推進 (1)DV被害者の支援体制の充実とDV防止への取組
関連する総合計画の政策体系	基本政策(1層)	子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
	政策(2層)	安心して子育てできる環境をつくる
	施策(3層)	子どもが安心して暮らせる支援体制づくり
	直接目標	子どもが安心して育つしくみをつくる
行財政改革に関する計画上で関連する主な課題名		改革項目 取組2-(13) 市民サービス等の再構築
		課題名 28 ひとり親家庭の自立に向けた支援の検討

2 主な取組の実施結果

今年度の主な取組内容	主な取組内容の実績や効果
□施設と里親家庭の中間的な事業形態である児童ファミリーグループホームにおける家庭的養護を推進します。	■平成29年6月に地域小規模児童養護施設1か所を新設し、各ホームの安定的な運営に向けた支援を行いました。
□保護者の病気や出産、育児疲れなどにより一時的に子育てが困難となった場合に、乳児院、児童養護施設において子どもを預かる子育て短期支援事業を実施します。	■保護者の病気や出産、育児疲れなどにより一時的に子育てが困難となった場合に子どもを預かる子育て短期支援事業を、市内6か所で実施しました。(延べ利用者数:2521人)
□社会的養護を必要とする児童の自立支援の充実を図るため、川崎市社会的養護奨学金給付金の開始や学習支援の充実、川崎市社会的養護自立支援事業を開始します。	■社会的養護を必要とする児童の自立支援充実を図るため、川崎市社会的養護奨学金給付金の開始や学習支援の充実、川崎市社会的養護自立支援事業の開始に向けた準備を行いました。
□里親制度の充実に向け、里親支援機関と連携した制度の周知のPR活動を強化するとともに、里親技術向上のための研修会等の実施や訪問・面接・電話等による里親への相談援助を実施します。	■里親支援機関と連携した制度の普及啓発や、里親の登録に向けた各種研修や里親になった後の養育技術の向上のため研修などを実施するとともに、児童養護施設等に入所している子どもを、夏冬休み等に数日間家庭で養育する「ふるさと里親事業」を実施しました。(登録者数:62人)
□ひとり親家庭の子どもの将来の自立、親の孤立防止や負担軽減のため、生活・学習支援事業を実施します。	■ひとり親家庭の小学校3年生から6年生までの子どもとその親を対象に、平成29年10月から市内3か所において、生活・学習支援事業を開始しました。
□就業に必要な資格や技能の習得を支援するため、「自立支援教育訓練給付金事業」及び「高等職業訓練促進給付金等事業」を実施します。	■就業による自立に向けて教育訓練を受講するひとり親に自立支援教育訓練給付金の支給(支給件数14件)を、また、養成機関での修業中の生活の負担軽減のため、高等職業訓練促進給付金の支給(新規認定数18件)を行いました。また平成28年度から開始した、資格取得の促進に向けて入学準備金及び就職準備金を貸し付ける高等職業訓練促進資金貸付事業について、18件を給付しました。
□障害を持つ子どもに対する総合的な支援体制を構築し、ライフステージごとの、一貫した支援を実施するため、関係者・関係機関の連携の充実、ネットワークの構築に取り組みます。また、中核的に子どもの支援を担う相談支援事業所、地域療育センター、発達相談支援事業所の支援体制強化を図ります。	■こども未来局、健康福祉局、区役所、教育委員会の関係局と福祉関係者、当事者、学識経験者等の関係者を集めた「発達障害者支援地域連絡調整会議」を新たに設置し、発達障害に関する地域のネットワーク構築と発達障害の支援体制に関する課題の共有や体制整備について協議を行いました。
□障害のある子どもや発達に心配のある子どもの地域における生活の充実に向けて、「地域療育センター」において各種サービスの利用支援を行うとともに、家庭や保育所・幼稚園、学校等の関係機関に対する療育機能の充実に取り組みます。	■地域療育センター共通の取組として、待機期間の短縮や相談実績の増加を目的に、専門職員配置の見直し、予約管理の徹底等を実施しました。また、併行通園児童の支援のため、地域の保育所等関係機関との連携を密に行いました。各地域療育センター個別の取組として、訪問による療育、重症心身障害児を対象とした訪問リハビリの実施、高等学校との合築施設を活用した相互交流、月2回の土曜日の開所・通園時間の延長、学齢期相談の拡充等を実施しました。
□障害児・者とその家族の在宅生活の支援や将来の自立生活に向けた経験を蓄積するため、障害者支援施策と連携しながら、短期入所サービスの充実に努めます。	■障害のある子どもに対し、介護を行う方の疾病などにより一時的に家庭の介護が困難な場合に、短期間、障害児施設等において宿泊を伴う介護等の支援を行う「短期入所サービス」を実施しました。(事業所数:7か所)障害児の地域生活等を支えるための障害(児)福祉サービスや医療費の給付を行いました。
□厚生労働省事業「若者サポートステーション事業」に本市の独自事業を加え、「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」を運営し、若年者無業者等を対象に職業的自立に向けた支援を行います。	■若年無業者等に対する個別相談(3,998回)、セミナー(28回)、職業・職場体験(86回)、若年無業者等の家族に対する支援セミナー(3回)を実施しました。中退防止や無業化の未然防止のため、高校と連携し、在校生への啓発や教諭との情報共有を図りました。

□要保護児童対策地域協議会における要保護児童等へのきめ細やかな情報共有と個別支援の充実を図るとともに、地域の関係機関との協働による「地域見守りネットワーク」事業を推進します。			■各区の「要保護児童対策地域協議会」において、要保護児童等の早期発見やその適切な支援に向け、子どもに関する関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する従事者等が、要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、連携した対応に努めました。（開催回数：19回）					
□DV相談・支援の専門性の向上のため、相談・支援に携わる行政職員等に対する研修会等を開催します。またDV相談支援センターを開設し、相談・支援の充実を図ります。			■区役所保健福祉センターを中心に、DVの被害状況や子どもの状況把握に努めるとともに、被害者の自立に向け住居確保支援や各種制度手続き支援などを実施しました。また、相談・支援の専門性向上のため、行政職員等に対する研修会等を実施しました。（研修会15回、参加者数217人）					
□被害者の自立支援に向けて、民間団体等との連携を充実します。また暴力防止への理解を広く市民に促すため、DV防止の意識啓発、各種DV関連講座やセミナー等を開催するなどDVを許さない社会づくりを進めるとともに、子どもが暴力や権利侵害から身を守る方法を身につける参加型学習や教職員研修を実施します。			■神奈川県及び3政令市で定期的な連絡会を開催しました。また民間団体を含めた関係機関による会議を開催し、市内民間団体に対する支援を行いました。DVやデートDV防止に向け、「成人の日を祝うつどい」パンフレットへの啓発広告の掲載や、関係機関等と連携した市立高校、専門学校、大学に対するデートDV予防啓発ワークショップを実施するなど、広く市民への啓発を進めました（ワークショップ計7回、参加者数551人）。また、教職員を対象とした研修を通じて、暴力は許されないといった意識を深めました。					
指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）		目標・実績	H28年度	H29年度	H30年度	単位
1	成果指標	里親の登録数		目標	117	118以上	118以上	世帯
		説明	福祉行政報告例における里親登録数の実績値 ＜毎年度集計＞（平成27年度 116 世帯）	実績	133	147		
2	成果指標	地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合		目標		36以上	36以上	%
		説明	要保護児童対策地域協議会（市代表者会議、区代表者部会、個別支援会議）関係者アンケート調査（1,423 人）のうち、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる（とても進んでいる＋進んでいる）と思う人の割合＜概ね2年に1回調査予定＞（平成27年度 30.8 %）	実績		37.4		
3	活動指標	里親養育体験発表会等の開催回数		目標	3以上	3以上	5以上	回
		説明	里親養育体験発表会及び制度説明会の開催数 （平成27年度 3 回）	実績	5	5		
4	活動指標	「ふるさと里親」登録者数		目標	62以上	64以上	67以上	人
		説明	児童養護施設等に入所している児童がふるさと里親に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を経験することができるふるさと里親事業の登録者数 （平成27年度 61 人）	実績	63	62		
5	活動指標	高等職業訓練促進給付金の新規認定数		目標	19以上	19以上	19以上	件
		説明	ひとり親家庭への資格取得支援である高等職業訓練促進給付金の新規認定数（平成27年度 13 件）	実績	16	18		
6	活動指標	指定障害児相談支援事業所数		目標	43	45	50	か所
		説明	障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所数 （平成27年度 42 か所）	実績	48	48		
7	活動指標	児童虐待防止の普及活動実施回数		目標	16以上	18以上	22以上	回
		説明	民生委員児童委員・主任児童委員等関係機関と連携した児童虐待防止普及啓発活動の数（平成27年度 14 回）	実績	21	22		
上記の取組内容等の実績や成果を踏まえた達成度			3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. 概ね目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った				

3 評価

施策を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)		子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定める「子供・若者育成支援推進大綱」が内閣府の子ども・若者育成支援推進本部で決定しました。(平成28年2月9日)。 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)により、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化が図られました。 また、国において社会的養育のあり方等に関する検討が進められており、その動向を注視する必要があります。	
内部評価の結果			
評価項目	評価の内容	評価	
施策の必要性	【市民・利用者のニーズ】 施策を取り巻く環境の変化等により、市民・利用者のニーズが薄れていないか	a. 薄れていない b. 薄れている	a
施策の有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)や成果(成果指標等)から、施策推進が順調に図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
施策推進にあたる効率性	【民間の活用】 民間への事業委託など、実施手法について民間活用によりコストの削減が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
	【事業手法等の見直し】 事業の成果等を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はあるか	a. 可能性はない b. 可能性はある	b
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図る余地があるか	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
市民目線の施策推進	【市民との協働】 施策や事業の推進にあたり、市民との協働により取組が進められているか	a. 進めている b. 徐々に進めている c. 進められていない (可能性がない)	b
	【利用者の視点に立った施策の推進】 施策の推進にあたり、市民・利用者の視点に立った取組が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
総合的な評価	家庭における養育が困難で社会的養護を必要とする児童の家庭的養護を推進するため、平成29年6月に地域小規模児童養護施設を1か所新設しました。また、社会的養護を必要とする児童の自立支援の充実を図るため、奨学給付金の開始や学習支援の充実など、事業開始に向けた準備を行いました。 ひとり親家庭の子どもの将来の自立や親の負担軽減のため、小学3年生から6年生までの子どもとその親を対象に、平成29年10月から市内3か所において、生活・学習支援事業を開始しました。また、就業による自立に向けて、資格取得修業中の生活負担軽減のための給付金支給や、入学準備金等の貸付事業を実施しました。 障害のある子どもと家庭への支援については、発達障害に関する地域のネットワーク構築と発達障害の支援体制に関する課題の共有や体制整備について協議するため、「発達障害者支援地域連絡調整会議」を新たに設置しました。また、地域療育センターにおいて専門職員配置の見直し等を実施しました。 課題を抱える子ども・若者を支援するため、若年無業者等とその家族に対するセミナーや高校と連携した啓発等を実施しました。また、要保護児童対策地域協議会を各区で開催し、早期発見や適切な支援に取り組むとともに、DV被害者への相談・支援の専門性向上のための研修や自立支援を実施しました。		
子ども・子育て会議からの意見・評価			



4 改善

今後の施策推進の方向性	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 推進項目の規模拡大 IV. 推進項目の規模縮小 V. 推進項目の廃止 VI. 施策を見直し		

1 プランの概要		
基本目標	基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしいまちづくり	
目標の概要	子どもを安心して生み育てるための良好で快適な住環境の確保や、安心して外出できる道路・交通等の都市環境の整備などを進めるとともに、子どもの活動範囲における交通安全対策、日常生活における事故対策や食の安全の確保に関する啓発などの活動を促進します。 また、家庭や地域が子どもを見守ることによって、子どもを犯罪から守り、安全・安心なまちづくりを進めます。	
計画期間における主な取組の方向性	●子育て世帯の居住環境の向上に向け、良質なファミリー向け賃貸住宅の普及や、住居内における健康上の危害の発生予防や快適で安全な居住環境を確保するための情報提供・啓発・相談の実施を推進します。 ●安全で快適な公共空間の整備に向け、妊婦や子ども連れが安心して外出できるよう、歩行空間のバリアフリー化を促進します。 ●安全・安全な公園・緑地の整備に向け、子どもたちの自然的環境における遊びや体験の場としても活用できるよう、自然的環境を活かした公園や緑地づくりを促進します。 ●子どもの安全を確保するため、交通安全教育や啓発活動を充実し、自動車乗車時のシートベルト・チャイルドシートの着用の徹底と自転車乗車時の幼児用座席におけるシートベルト・ヘルメットの着用の徹底など交通安全対策を推進します。 ●妊娠から乳幼児の事故防止に対する意識の向上を図り、家庭における乳幼児の事故の未然防止に向けた取組を行います。 ●食中毒防止の周知・啓発、食品中の放射性物質の検査など、子どもの食の安全の確保に向けた取組を行います。 ●「こども110番」については、今後も区ごとに各小学校こども110番実施委員会等との情報交換会を実施し、子どもを取り巻く危険等について情報共有を進めます。 ●地域の中で子どもを見守り健全育成を進める「川崎市青少年指導員連絡協議会」への支援を行うことにより、子どもを温かく見守り育てる地域づくりを進めます。 ●「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」を構成している行政、関係機関・団体、学校、民間企業等が連携して、「こども110番」への支援、非行防止、薬物乱用の危険性に対する啓発など青少年を犯罪等から守る取組を進めていきます。 ●インターネットやスマートフォンの利用については、ネットに接続できる端末やネット上のコミュニケーションツールの多様化に対応していくため、引き続き九都県市、四県市と連携して、保護者に対し、家庭内での利用のルールを決めることやフィルタリングの必要性について啓発を行います。 ●青少年の安易な危険ドラッグ服用を未然に防止するため、毎年7月の青少年非行防止月間や11月の子ども・若者支援月間などにおいて、薬物乱用の危険性について周知していきます。 ●「川崎市学校警察連絡協議会」については、今後も、関係機関と連携して児童生徒の安全と健全育成を図っていきます。	
施策の方向と推進項目	1 子育てに配慮した生活環境の推進 (1) 子育てに配慮した住宅の普及促進 (2) 安全・安心なまちづくりの推進 (3) 安全・安心な公園・緑地の整備 (4) 交通安全対策の推進 (5) 子どもの事故の未然防止の推進 (6) 食の安全の確保	2 子どもを犯罪から守り犯罪を防止する活動の推進 (1) 子どもの非行防止や犯罪から守る活動の推進
関連する総合計画の政策体系	基本政策(1層)	子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
	政策(2層)	安心して子育てできる環境をつくる
	施策(3層)	子どものすこやかな成長の促進
	直接目標	子どもがすこやかに成長できるしくみをつくる
行財政改革に関する計画上で関連する主な課題名	改革項目	課題名

2 主な取組の実施結果	
今年度の主な取組内容	主な取組内容の実績や効果
□市営住宅の募集において若年世帯向けに優遇倍率の適用及び収入基準の緩和を実施するとともに、特定優良賃貸住宅の事業者へ家賃負担を軽減する費用を補助し、中堅所得者層向け住宅の供給を促進します。	■市営住宅の募集において若年世帯向けに優遇倍率の適用及び収入基準の緩和を実施しました(若年世帯向け住戸の募集戸数110戸)。また、特定優良賃貸住宅の事業者へ家賃負担を軽減する費用を補助し、中堅所得者層向け住宅の供給を促進しました(特定優良賃貸住宅の管理戸数1205戸)。
□子育て世帯等が安心して暮らすことができる居住環境を整え、住民間のコミュニティの醸成を図るため、子育てに配慮した構造、仕様のマンションを「子育て等あんしんマンション」として認定します。また、より使いやすくなるよう制度を見直します。	■子育てに配慮した構造、仕様のマンションを「子育て等あんしんマンション」として認定しました。新規認定1件(747戸)。また、より使いやすくなるよう制度となるよう、認定マンション住民へのヒアリングやアンケート調査等を行い、制度の見直しに向けた検討を行いました。
□子どもや高齢者が歩いて行ける範囲に、街区公園などの身近な公園を整備します。	■西小田公園及び梶ヶ谷6丁目には公園を整備し、身近な公園の整備を推進しました。
□交通安全運動や交通安全教育等を通じて、交通安全についての広報・啓発活動を行い、市民総ぐるみによる交通事故のない安全な地域づくりを進めるため、幼児・小・中・高校生への交通安全教室を実施するとともに、児童の登下校時の安全確保に向けた通学路の安全対策を実施します。	■各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動を実施しました。また、幼児や小学生を対象に「歩行教室」や「自転車の安全な乗り方教室」、中・高校生を中心として「スクエアドストレイト方式交通安全教室」を実施しました。(幼児・小学生向け477回、スクエアドストレイト方式23回(小・中・高校生対象18回))。児童の登下校時の安全確保のため「スクールゾーン」の路面表示や「通学路」の電柱巻付表示を設置しました。
□1歳から9歳までの死亡原因として「不慮の事故」が多い中、家庭における乳幼児の事故の未然防止に向け、事故防止の認識を深めることが重要であり、保護者や家庭への普及啓発を図ります。	■両親学級や乳幼児健康診査などの機会を通して、家庭における乳幼児の事故の未然防止に向け、事故事例やその防止法、安全チェック事項、家庭でできる応急手当などについて、リーフレット等による普及啓発を実施しました。
□行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTA等が主体となって地域で実施している「こども110番」事業を支援することで、子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動等を行い、市民意識の醸成を図ります。	■「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、地域が実施している「こども110番」事業に対し、ステッカーの提供や小学校1～3年生全員への啓発チラシの配布、協力施設の保険料負担等の支援を行うとともに、各区で情報交換会を実施しました。また、7月、11月の強調月間では、川崎フロンパークやJR川崎駅東口駅前広場においてキャンペーン活動を実施しました。
□学校と警察、児童相談所等が相互理解と緊密な連携を図りながら、児童生徒の安全対策と非行防止、健全育成を図るため、「川崎市学校警察連絡協議会」による取組を推進します。児童生徒の安全な生活と健全な成長のために、各学校及び教育委員会と警察とが「学校警察連携制度」を活用し、児童生徒に関する情報を共有しながら相互連携を図り、児童生徒への支援や指導を行うように努めます。	■児童生徒の安全対策と非行防止、健全育成を図るため、「川崎市学校警察連絡協議会」において、少年非行等に関する情報交換と共有、非行防止対策の研究と活動、児童生徒の校外生徒指導についての研修等に取り組みしました。また、児童生徒を「犯罪被害から守ること」や「非行防止」、「非行からの立ち直り支援」のために「学校警察連携制度」を運用し、情報連携を図りながら児童生徒への支援や指導を実施しました。

指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）		目標・実績	H28年度	H29年度	H30年度	単位
1	成果指標	交通事故発生件数(神奈川県警察交通年鑑)		目標		3,500以下	3,500以下	件
		説明	各年の「交通年鑑」(神奈川県警察公表)の「市区町村別の発生状況」における市内の合計値(平成27年度 3,328 件)＜毎年度県による集計＞	実績	3,216	3,634		
2	成果指標	誰もが安全・安心に公共的施設※2を利用できると感じる人の割合		目標		49.3以上	49.4以上	%
		説明	市民アンケート回答者のうち、安全・安心に利用できると感じている人(そう思う+やや思う)の割合＜毎年度集計＞(平成27年度 49.1 %) ※2 公共的施設：福祉のまちづくり条例第2条に定める官公庁施設、医療施設、教育文化施設、公共交通、機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園等	実績	46.1	47.9		
3	活動指標	交通安全教室の開催回数		目標	490以上	490以上	490以上	回
		説明	幼児、小・中・高校生や高齢者への交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の開催数(平成27年度 463 回)	実績	460	503		
4	活動指標	「スクールゾーン路面表示」等の設置件数		目標	「路面表示」50 以上 「電柱巻付表示」850	「路面表示」50 以上 「電柱巻付表示」750	「路面表示」50 以上 「電柱巻付表示」750	件
		説明	児童生徒の登下校時の安全確保のための「スクールゾーン路面表示」や「電柱巻付表示」の設置数 (平成27年度 設置件数:「路面表示」69 件「電柱巻付表示」750 件)	実績	「路面表示」50 「電柱巻付表示」822	「路面表示」40 「電柱巻付表示」746		
5	活動指標	青少年指導員による地域巡回パトロール回数		目標	2以上	2以上	2以上	回／月
		説明	青少年指導員による地域巡回パトロールの月の巡回回数 (平成27年度 月 2 回)	実績	2	2		
上記の取組内容等の実績や成果を踏まえた達成度			3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. 概ね目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った				

3 評価

施策を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)	子育て家庭が安心して子どもを生み育てる環境づくりに向けには、住環境や都市環境の整備などを着実に進めるとともに、子どもの事故の未然防止や交通安全意識の啓発など、子どもと子育てにやさしいまちづくりの推進が求められています。 また、子どもを犯罪から守り、地域の中で子ども・若者を見守ることができるような、安全・安心して暮らせるまちづくりを推進することが求められています。		
内部評価の結果			
評価項目	評価の内容	評価	
施策の必要性	【市民・利用者のニーズ】 施策を取り巻く環境の変化等により、市民・利用者のニーズが薄れていないか	a. 薄れていない b. 薄れている	a
施策の有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)や成果(成果指標等)から、施策推進が順調に図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
施策推進にあたる効率性	【民間の活用】 民間への事業委託など、実施手法について民間活用によりコストの削減が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
	【事業手法等の見直し】 事業の成果等を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性があるか	a. 可能性はない b. 可能性はある	b
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図る余地があるか	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
市民目線の施策推進	【市民との協働】 施策や事業の推進にあたり、市民との協働により取組が進められているか	a. 進めている b. 徐々に進めている c. 進められていない (可能性がない)	b
	【利用者の視点に立った施策の推進】 施策の推進にあたり、市民・利用者の視点に立った取組が図られているか	a. 図られている b. 徐々に図られている c. 図られていない	b
総合的な評価	市営住宅の募集における若年世帯向けの優遇倍率の適用等を実施し、良質なファミリー向け住宅を子育て世帯への供給する取組を促進しました。また、子育てに配慮した構造、仕様のマンションを「子育て等あんしんマンション」として認定するとともに、制度の見直しに向けた検討を行いました。 安全・安心な公園・緑地の整備として、身近な公園の整備を推進しました。 各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動や、年齢段階に応じた交通安全教育を実施しました。また、両親学級や乳幼児健康診査などの機会を通して子どもの事故の未然防止に向けた普及啓発を実施し、子育てに配慮した生活環境を推進しました。 地域が実施する「こども110番」事業に対し、啓発チラシの配布等の支援を行うとともに、児童生徒の安全対策と非行防止、健全育成を図るため、「川崎市学校警察連絡協議会」において、少年非行等に関する情報交換や研修等に取り組み、情報連携を図りながら児童生徒への支援や指導を実施しました。		
子ども・子育て会議からの意見・評価			



4 改善

今後の施策推進の方向性	方向性区分		実施結果や評価を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 推進項目の規模拡大 IV. 推進項目の規模縮小 V. 推進項目の廃止 VI. 施策を見直し		